

# 第5回徳島市行財政健全化市民会議

## 会議録（要約）

平成20年10月31日（金曜）午前10時～12時

徳島市役所 8階 庁議室

### 1 開会

### 2 出席者紹介

（事務局）

市民会議委員、市の出席者を紹介。

### 3 副市長挨拶

委員の皆さまには、ご多忙の中、徳島市行財政健全化市民会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、本市の行財政健全化の集中取組期間もいよいよ後半に入り、最終ゴールを視野に入れ、取組みの仕上げの段階に入ろうとしております。

本日の議題としまして、平成19年度の実績報告を予定しておりますが、これまでのところ、順調に実績を上げることができております。

しかしながら、地方財政を取り巻く状況は、依然として厳しく、今後の景気の後退に伴う地方税収への影響など先行きが不透明な状況となっております。

また、昨年施行された「地方分権改革推進法」により、地方公共団体の自主性や自立性がますます高められ、自らの判断と責任において行政運営を行うことが求められる中で、行政の簡素化や効率化をさらに推進していくことが必要とされております。

このような流れの中、本市では、昨年度策定しました第4次徳島市総合計画に掲げた本市の将来像であります「心おどる水都・とくしま」を実現するために、厳しい財政状況を早期に克服し、持続可能な行財政運営システムを構築することが喫緊の課題であると認識しております。

そのためには、集中取組期間の総仕上げとして、これまでの取組みにさらに弾みをつけて、全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、委員の皆さまにおかれましては、本市の取組みに対しまして、幅広い見地からのご意見をいただけますようお願いいたします。

以上で、簡単ではございますが、私からのごあいさつといたします。

（事務局）

本日の予定でございますが、委員の皆さまに事前に配布しております【資料1】、【資料2】、【資料3】

に基づき、行財政健全化計画の進ちょく状況を説明させていただくことにしております。

なお、お手元に、参考として、行財政健全化を取り巻く環境変化等に関する資料を配付しておりますので、議論を進める上での参考にしていただければと思います。

#### 4 会長及び副会長について

(事務局)

議題に入る前に、この市民会議の会長の選出をお願いしたいと思います。お手元の「徳島市行財政健全化市民会議設置要綱」をご覧ください。第4条第2項に会長は委員の互選によるとなっております。委員の皆さまいかがでしょうか？

(委員)

これまでこの市民会議をまとめていただいてきた中村委員さんに引き続き会長をお願いしてはどうでしょうか。

(事務局)

ただ今、中村委員さんをお願いしたいとのご意見をいただきましたが、他に意見がないようですので、委員の皆さんよろしいでしょうか。

(委員)

異議ありません。

(事務局)

それでは、中村委員さんに、本会議の会長をお願いしたいと思います。中村委員さんよろしいでしょうか。

(委員)

了解いたしました。

(事務局)

それでは、中村委員さん、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、中村会長さん、一言ごあいさつをお願いいたします。

(委員)

中村でございます。よろしく願いいたします。

三位一体改革の影響により地方の財政事情は非常に厳しくなっています。あわせて、今日の徳島新聞に載っていましたが、地域の活性化の源である企業の黒字法人の割合が、4社に1社を割っているという非常に厳しい状況であるということです。こういったことで、税金を取り巻く環境も非常に厳しくなっています。さらに、サブプライムローンに端を発する最近の金融経済の危機により、世界全体が非常に厳しい局面に立たされているのが現状であります。

そのような中において、先程、第一副市長さんのお話にもありましたが、地方の自立ということが今後大きな意味をもってくると思います。

こうした中、徳島市におかれましては、これまで、行財政健全化に向けて、着実に取り組まれ、成果を上げてこられているということは敬意を表すべきところであります。

今後も、打つべき手は打ち、行政の無駄は排す、そして財政規律を守り、健全化を進めていくスタンスが大切であると私は思っております。

委員の皆さまにおかれましては、設置要綱第1条の目的にもありますが、市民の目線に立って、徳島市の財政を健全なものにしていくといった観点から、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。ご協力いただきますようお願いいたします。

(事務局)

それでは、設置要綱第5条第1項により、中村会長に議長をお願いします。

(委員)

それでは、まず、副会長の指名ですが、設置要綱第4条第4項の規定によりまして、委員の内から会長が指名するとなっております。副会長も引き続き加渡委員にお願いしたいと思っておりますが、加渡委員、いかがでしょうか。

(委員)

中村会長を補佐し、全力で務めて参りたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

## 5 議題

### (1) 行財政健全化計画における財源確保の実績について

(委員)

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいりますが、【資料1】の「行財政健全化計画における財源確保の実績について」事務局からご説明いただきたいと思っております。

(事務局)

【資料1】の「行財政健全化計画における財源確保の実績について」について、説明。

(委員)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(委員)

税収等の確保ということで、市税徴収率の向上で92.5%という数字が出ておりますが、これは他の自治体と比べて非常に高い数字ではないかと思いますが、どうでしょう。また、7.5%は未収となっておりますが、この主な要因と今後の徴収の見通しについて、ご説明をお願いします。

(事務局)

徴収率につきましては、平成19年度が92.5%となっており、健全化の取組開始前の平成16年度が90.9%でしたので、年々向上してきております。これは、平成17年度に収納対策連絡会議を立ち上げ、庁内で横の連携を強化し、きめ細やかな収納対策について取り組んできたことや、また、県の滞納整理機構において、困難案件の徴収に取り組んできたことが要因であると思われる。

ただ、過去におきましても、高い徴収率の時代もあり、それは、景気の変動に左右される状況もありますが、現在は、このような健全化の取組みによって徴収率が向上してきたというところです。

また、他都市の徴収率と比較してどうかということですが、本市と比べて、徴収率の低い自治体もありますが、徴収率の高い自治体もございますので、やはり、今後も徴収率の向上に取り組んでいかなければならないと認識しております。

(委員)

一定の時期を過ぎると時効の問題もあるため、きちんと徴収できるものは徴収し、そして、補助が必要な場合には補助を与えるなど、メリハリを付けていくことが必要であると思います。

それが、公平な行政であると思います。非常に厳しい環境であるとは思いますが、さらに努力していただきたいと思います。

(委員)

「行財政健全化フレームにおける財源確保集中対策の状況」の中で、平成17年度から平成21年度の財源確保の計画において、歳出の抑制が99億円、平成19年度までの計画が39億円、実績が59億円となっておりますが、計画額をみると、99億円のうち、残りの2年間で60億円を確保するという計画だったのでしょうか。

(事務局)

平成17年度から平成21年度までの財源確保計画では、歳入の確保として33億円、歳出の抑制として99億円、財政健全化債の活用として20億円、合計152億円としています。

これらの平成19年度までの実績として、歳入の確保では26億円、歳出の抑制で59億円、健全化債の発行はしておりませんので、合計85億円の財源確保額となっております。

今後2か年ありますが、この平成19年度の実績をみていただきますと、歳入の確保で9億円、歳出の抑制で34億円、合計43億円の財源確保額となっております。この43億円が1つのベースになり、

今までの健全化の取組みを後退させなければ、一定の金額が出てくると思われま。残りの20年、21年に、このまま健全化の取組みを続けていけば、今後の経済情勢にもよりますが、計画の152億円を達成できると考えております。

(事務局)

歳出の抑制の年度ごとの計画額は、平成17年度で3億円、平成18年度で16億円、平成19年度で20億円と増えていっていますが、これは、例えば、予算編成において、マイナスシーリングを行い、次の年度にも、それをふまえてさらにマイナスシーリングを行うと、ある年度で出した効果がさらに次の年度にも反映されるという部分もございますので、積み重ねにより、効果額が上がってくると考えると、無理な計画というよりは、むしろ効果が上がっていくという計画と考えております。

(委員)

計画策定時から、効果額が積み重ねにより上がってくると想定していたということですね。

(事務局)

実際は、想定以上に効果が上がっているということになります。

(委員)

年度毎の目標を設定し、それに対する実績が目標を達成しているということで、評価できるのではないかと思います。ただ、問題は、財産収入の確保の未利用財産の有効活用や特別・企業会計の健全化では、数値的には低い部分だと思いますので、この要因についてお聞かせください。

(事務局)

まず、財産収入の確保ですが、計画全体で10億円としているところですが、平成19年度までの実績が、2億円となっております。ただ、平成20年度に1つ大きな財産処分として特別養護老人ホームの売却をいたしましたので、3億円が次の実績に見込まれます。

そうはいいまして、まだ、数億円の残りがございます。特に、大きな財産になればなるほど、そもそも売却が適切であるかどうか、また、売却要件についても、建物付きがよいのか更地がよいのかなど協議を要しますので、時間がかかりますが、そうしたことも含めて、計画的に進めていきたいと思っております。期限が残り少なくなっておりますので、この分野に関しましては、追い込みをかけていきたいと思っております。

(委員)

未利用財産の売却に関しましては、県などの例では、買う側は建物のない更地を希望しているのに対し、売る側は、まだ財産価値のある残存物件込みでの売却を希望しているため、売買が成立しない場合があります。こういった場合は、できるだけ弾力的な運用をしていただきたいと思います。いかに売りやすくするという柔軟な発想も必要ではないかと思っております。

(事務局)

まさにご指摘のとおり、買う側にとって建物があつた方がよいのか、ない方がよいのか、ケースバイケースであると思いますし、また、今のまま進めていくだけではなく、他の自治体でどのような処分を進めているのかといった工夫もしていかなければならないと思っております。

(委員)

さらに、インターネットによる売却なども進めていってほしいと思いますが、最近の売買事情はどうでしょう。

(委員)

最近は、価格が下がっているため、買う側はチャンスだと思っているのではないかと思います。

(委員)

未利用財産を売却する場合には、高齢者のために活用してほしいと思います。

(事務局)

未利用財産の売却ありきで検討するのではなく、広い意味での有効活用を考え、さまざまな選択肢の中で何がよいか、例えば、最終的に売却するが、その後高齢者向けの福祉施設にするべきではないかといった方向も視野に入れて、検討していきたいと考えております。

## (2) 平成20年度の職員定数について

(委員)

続きまして、【資料2】の「平成20年度の職員定数について」事務局から説明いただきたいと思いません。

(事務局)

【資料2】の「平成20年度の職員定数について」について、説明。

(委員)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問ありませんか。

(委員)

公営企業等の中の病院で、39人減っていますが、最近、医師不足ということをよく聞きますが、この削減数の中に医師は含まれているのでしょうか。

(事務局)

この病院部門の39人の削減数は、園瀬病院の廃止に伴うもので、園瀬病院には正規の医師を配置しておりませんでしたので、39人の中に医師は含まれておりません。

(委員)

最近、公立病院の医師の方に辞めてほしいといえ、喜んで民間病院に行くような状況ではないかと思えます。当然、医師の方には辞められては困るので、病院で一律に何人削減というのではなく、職種の部分などよく考慮して、今後も取り組んでいただきたいと思います。

(事務局)

主に、病棟作業の部分を外部委託して、効率化を図り、職員数の削減を図っています。医師については減らしていないのが現状です。

(委員)

長期的な人事政策の中で、採用とのバランスは考えてやっておられますか。

(事務局)

職員採用につきましては、行財政の健全化を進める中で、平成17年度は採用試験を見合わせた経緯がございます。しかし、次年度以降は、採用試験を行っております。定員適正化計画に基づき、職員の削減というのが前提にはありますが、若い世代の就業先の確保という点で、地方自治体としての本市の役割を果たしていくとともに、将来を担う職員の育成や優秀な人材の確保という観点から、進めていきたいと考えております。

(委員)

指定管理者制度がかなり進められていますが、これによる効果はどのようなものですか。

(事務局)

指定管理者制度につきましては、施設によれば、2度目の公募を行う時期にも来ていますが、効果としては、管理的経費で約10%の削減となっております。また、指定管理者による市民サービスの向上といった効果もあり、経費面とサービス面と両面での効果を目的に進めているところです。経費面では、正規職員の人件費分が指定管理者への委託料（指定管理料）となり、経費の削減効果が出ています。今後進めていく中で、市の責任といった課題もあろうかと思えます。

(委員)

木工会館やふれあい健康館、阿波おどり会館などの指定管理者制度を導入した施設では、制度の導入前と比べ、利用者数も増え、評判も非常によくなってきているようですが、実際、市の正規職員はどのくらい削減されたのでしょうか。

(事務局)

指定管理者制度の導入に伴う職員の削減数につきましては、阿波おどり会館で2名、木工会館で1名、生涯福祉センターで5名、文化センターで7名の削減、平成20年度から移行しました図書館につきましては、19名の削減となっております。

(委員)

本庁部分の職員定数と他の企業部門の職員定数では、他都市と比較すると、本庁部分が少なく、企業部門は多くなっているという状況ですが、このバランスをどうとっていくのか、そして、やはり本庁部門は司令塔的な役割を担っているの、適切な人材の確保と人材の配置が必要であると思いますが、どうしていくのか、内部改革をしながら小集団で限られた人数の中で業務をやっているのだと思いますが、各部門の人数は適正かどうか、他都市との比較ではどうかということをお教えいただきたいのですが。

(事務局)

委員さんがおっしゃったように、一般行政部門の職員数が他都市と比べて低くなっているような状況にはありますが、この定員適正化計画を進めていく中で、行政運営機能の強化を図り、政策立案機能及び総合調整機能を強化していくということから、平成18年度に企画政策局を設置いたしました。また、平成19年度には、各部局に政策調整員、政策調整員補佐というポストを設置し、各部局の総合調整機能を高めていくとともに、さまざまな行政課題に迅速に対応できるような仕組みも設けております。また、今後、地方分権改革に伴い権限移譲等もございますので、そういった流れに対応できるような組織を検討していく中で、一般行政部門を強化していかなければならないという方向性も出てくるのではないかと考えております。

(委員)

行財政の健全化ということですので、行政と財政の健全化つまり財政も人材も両方が持続的に確保できていくことが非常に重要であると思います。特に行政サービスというものは人材に左右されるところが大きいと思いますので、「人を減らして財源は確保できましたが、人材は確保できませんでした」というようなことでは、これは採用も含めて困ると思います。歳出の抑制で人員を減らす、賃金を抑えるということで、今は抑制をしていますが、これがいつまでも続くとモチベーションの低下につながりますので、将来展望をしっかりと示して、「今は苦しいから何年間かは我慢してください、しかし、何年たったらこういう風になります」という展望を示す、若い職員の方には、夢のある職場とまでは言いませんが、「今は厳しいですが、これからこういうふうにもっていきます、だから、どうか優秀な方がきてください」というように将来展望をしっかりと示せるような定員適正化計画であり、財源の確保であり、賃金の抑制であってほしいと思います。

(事務局)



本市の行財政健全化計画につきましては、財源確保集中対策が計画の中心となっておりますが、本市には、さらに大きな第4次総合計画がございます。これの実現に向けて全力で取り組んでいるところでございます。職員にも、財政が非常に厳しいということを認識してもらって、かつ、いつまでも辛抱するのではなく、今がんばれば、今後、徳島市民の幸せにつながるということを十分理解してもらうことが重要であると考えております。こうしたことから、職員一人一人の意見や提案などをそれぞれの所属課で吸い上げて、いい提案には市長が表彰し、すべての職員に公表する、そうすることによって職員のやる気を十分養っていく、また、職員自身が外に向かっていかに自分たちのポジションや将来展望などをアピールできるかといったことも非常に重要かと思っております。職員研修などにも取り入れて、やっていかなければならないと思っておりますが、まだまだ、十分な成果は出てきておりませんが、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

(委員)

歳出の抑制の取組みの中の職員給与の減額などは、職員のモチベーションの低下につながるのではないか、職員の夢を維持できるのかという面において少し心配な気もします。民間企業であれば、成果配分といったこともできますが、行政の場合は難しいと思っております。そういった状況の中で、この職員のモチベーションをいかに維持させるかということは、非常に難しいのではないかと思います。

(事務局)

国の方でも、国家公務員は割に合わないということで、優秀な人材が集まりにくいといった状況もあるようですし、今、委員さんがおっしゃられたように、職員のモチベーションの維持ということで、財政は厳しい、市民には怒られるといったことで、次第にモチベーションが低下してしまう、こういったことにならないように、私たちも試行錯誤をしております。また、職員の採用につきましても、本市としてもダイヤモンドのような優秀な人材を探したいと思っておりますので、今年度から新たな取組みとして、三次試験を導入し、できるだけ人柄を考慮しようということで、集団面接に加えて個人面接も行い、試験の時期も従来よりも早め、他都市に負けない優秀な人材を集めたいと考えております。よい人材を集めるためには、徳島市でなければという本市の魅力をいかにアピールできるかといったこともありますので、いろいろと試行錯誤を繰り返しながら、工夫していきたいと考えております。

### (3) 行財政健全化計画の取組状況について

(委員)

続きまして、【資料3】の「行財政健全化計画の取組状況について」事務局から説明いただきたいと思っております。

(事務局)

【資料3】の「行財政健全化計画の取組状況について」 について、説明。

(委員)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問ありませんか。

(委員)

「行政運営機能の強化」の各項目「職員の意識改革」「人材育成基本方針の策定」などについては、進ちよく状況や目標達成度が見えにくい取組みではありますが、これまでの進ちよく状況をお聞かせください。先程の話にもありましたが、職員のモチベーションの維持ということで、賃金も大切とは思いますが、それ以上に、自分の仕事に対して誇りを持ち、この仕事をしてよかったと思えることが重要だと思います。それからいうと、この「職員の意識改革」「人材育成基本方針の策定」などは、市がどういう職員であってほしいか、そして、職員にプライドや夢を持たせられるような方針が盛り込まれているか、それを、いかに職員に周知するかということが大切であると思います。

(事務局)

行財政の健全化に取り組む中で、職員数の削減や給与カット等により人件費の削減に努めております。そういった中で、ただ単に削減を進めるのではなく、職員の意識改革、市役所の体質改善を行い、効率化を図っていこうとするのがこの行財政健全化計画の目的となっております。職員の意識改革につきましては、さまざまな職員研修の中で、「意識改革」をテーマに職員の動機付けとなるよう、実施しております。また、現在、人材育成基本方針の策定を進めておりますが、その中でも職場風土の改革ということで、職場力を高めていくことを目的に、職場の改善事項について全員参加で取り組む「業務改善運動」を実施しております。これまでの市民会議でもご指摘いただきましたが、取組内容については、まだまだ十分な改善事項とは言えないもの、例えば、民間では当たり前のことではないかというようなものもございますが、小さな部分から少しずつ取り組んでいっております。ただ、目標への到達点はまだまだ高いところにはありますが、一つ一つ努力していきたいと考えております。

(委員)

進ちよく状況を確認する上での一つの手段として、職員へのアンケートを行ってはどうかでしょうか。その項目の中で意識改革や人材育成基本方針の取組みが浸透しているかどうかといった項目を盛り込み、毎年定期的に繰返せば、浸透度合がどのくらいアップしたのかが、数字として確認できると思います。ぜひアンケートを検討していただきたいと思います。

(事務局)

現在の取組みが職員にどう受け止められているのかということ把握することは重要なことであると認識しております。現在も、さまざまな職員研修の際には、アンケートを実施し、その中で職員の声を吸収しているところですが、さらに、いろいろな場面で職員の声を聞いていくようなことも検討していきたいと考えております。

(委員)

この計画が浸透してきているのか、実際に、職員の方と接するたびに、以前より非常によくなってきていると実感します。みなさん一生懸命やられていると思います。職員の方も生活がかかっているのです、これ以上、給料を下げたりしない方がよいのではないかと思います。市役所の職員が安心して働いてくれるよう市民も理解が必要だと思えます。今後が楽しみだと思えます。

(委員)

歳出の抑制というのは、収入の確保よりは、取組みやすいと思われれます。しかし、やはり、企業もそうですが、売り上げを伸ばす、利益を増やすという前向きなことにかなり力を入れていくということが重要になってきます。こうしたことから、収入の確保には、かなり努力が必要ですが、非常に大切なことであると思えます。

(委員)

今後、徳島市の人口は減少していく見通しとなっています。少子化、高齢化の進行によって、これから先も増えるという保障はなく、このため、税収が減少していくのではないかと考えられます。

今、徳島市で税収を生むような新たな企業・事業所が出てきていないというのが現状だと思えます。会長もおっしゃったように、今後、こういった税収のことも考えて、歳入の確保について考えていく必要があると思えます。これまでは皆さんの努力で、市役所内部の効率化を進めて成果を上げてきたわけですが、

これから先は、市民の皆さんにもお願いする部分も出てくると思えます。今までの市民の意識としては、市役所が何とかしてくれるという感覚でいたと思えます。これからは、市民の皆さんにもお願いする部分を明らかにして、市民と市役所が協力する仕組みをつくることが一番大切なことではないかと思えます。

(事務局)

これまでの計画の取組みの大部分は、内部努力でという大きな流れできておりますが、委員さんもおっしゃったように、市民の皆さんに協力をお願いしていく、つまり、新しい公共の担い手として、この計画の取組みの中に、「市民参加」ということを一つの柱としております。この中で、市民との協働事業に取り組んでおり、まだまだ十分とはいえませんが、「高齢者向けの家具の転倒防止事業」などをはじめ、毎年少しずつではありますが、市民の皆さんと市と一緒に事業を行うという仕組みが芽生えつつあります。今後、すべての業務について、市が直接市民サービスを提供することが望ましいのかどうかといったことも考えつつ、やはり、担い手はたくさんいるのではないかとことを視野に入れた検討をしていく必要があると考えております。

(委員)

そのためには、情報公開すべきものはする、そして情報発信していく、そして、協働の場づくり、市民が第三人称ではなく第一人称で、「私が市と協働でやっていく」というようなところまでいくのが一番ありがたいことだと思えます。なかなか、難しいことではありますが、これから厳しい環境の中では、非常に重要な方向性であると思えます。

(事務局)

昨年度まで、保健福祉の分野を担当をさせていただいておりました。市民負担というと、国民健康保険料や介護保険料のような個人給付に係る部分が多くあります。こうした給付金については、健康づくりという事業との関連もありますが、削減できるかということ少し難しい部分がありますし、かといって、市民の皆さんに多くの負担をいただくのはどうかという面もあります。

(委員)

徳島市は、母子家庭などの支援策に積極的に取り組んできた経緯がありますが、これから先、このような母子家庭や独居老人といった生活保護関係の課題というのが増えてくると思います。不況になると、なお、制度を悪用するような世帯も増えてくると思います。しかし、福祉政策に係る経費というのはなかなか削減していくのが難しい部分だと思います。今後、少子化、高齢化が進み、ますますこのような生活保護世帯が増加してくると思われませんが、徳島市として、そういった課題への政策が必要になってくると思います。餓死するような市民を出さないような市であってほしいとは思いますが。

また、一方で、特別会計や企業会計が市にとって大きな負担になっていますが、今後、どうしていくかも考えていかなければならないのではないかと思います。

(委員)

資料3の行財政健全化計画の取組状況の中で、いくつか質問があります。

「25 市営住宅のあり方の検討」「43 市税の課税客体把握の徹底」「53 地域再生計画制度・構造改革特区制度等の活用」「54 財源確保の推進」「56 基金の有効活用」「79 職員の地域活動の促進」について、内容を補足説明してください。

(事務局)

「43 市税の課税客体把握の徹底」ですが、固定資産税について、家屋・土地の実施調査、償却資産の事業所調査を行っておりますが、この事業所調査の事業所には、法人だけでなく、個人事業者も含まれております。

「54 財源確保の推進」では、住民参加型市場公募債の発行を行いました。これは、市民の皆さんにも一役を担っていただいて、今まで確保できなかったような財源を新たな手段によって確保していくというものです。

「56 基金の有効活用」では、これまで基金本体から得られた果実である利子を事業に充当していましたが、利子だけでなく、基金全体を有効活用し、これまでにない新たな財源としていくというものです。

(事務局)

「53 地域再生計画制度・構造改革特区制度等の活用」ですが、いずれも国の制度で、これが認定されますと国から補助金が交付され、財源の確保につながります。

(事務局)

「79 職員の地域活動の促進」では、新規採用職員の研修で、NPOの活動体験を取り入れ、意識改革を図っています。具体的には、新町川を守る会と一緒に新町川の清掃活動をし、郷土愛や市民参加の意識を高めていこうというものです。今後、職員自ら市民の中へ飛び込んでいくという気持ちが必要になってくると思いますので、このような研修が必要であると考えております。

(事務局)

また、職員がNPO法人として活動してもよいのかどうかということについては、NPO法人は非営利目的の法人ですので、職務専念義務に支障のない範囲での活動であれば、特に問題ないと考えております。

(事務局)

「25 市営住宅のあり方の検討」につきましては、住宅に関する施策を効率的に行うという目的で、市営住宅の改築にあたり、特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅等民間賃貸住宅の有効活用を検討し、配置計画、管理戸数の必要数の見直しを行う取組みです。また、国の公営住宅法等の改正、住宅基本法の制定、徳島県住宅マスタープランの改定に合わせて、徳島市住宅マスタープラン(仮称)を新たに策定しようとするものです。平成19年度の取組みとして、このマスタープランである「徳島市住生活基本計画」を策定いたしました。

この計画につきましては、本市の住宅・住環境に係る多様な課題に対して的確に対応する施策を示し、市民が安心して生活できる住まいづくりやまちづくりを計画的、総合的に推進していくことを目的としております。特に重要となる住宅セーフティネットの確保につきましては、市営住宅を中心として今後の方向性を示しております。

(委員)

その他、徳島市の行財政健全化計画に関する事、進行管理に関する事で何かご質問はありませんか。

(委員)

人材育成基本方針の策定についてですが、実際、市の職員の年齢分布がわかりませんので、はっきりとは言えませんが、おそらく、採用を控えていた時期がある場合、職員の平均年齢が上がってくるようになるのではないかと思います。中堅やシニア層の職員の分布が多いということは、即戦力は高いという利点はあるのですが、若手が少ないということは、今後の見通しがかなり不安だということにつながってくるので、特に、人材育成基本方針を策定するにあたって、若手職員に集中した育成10か年計画を策定するなど、若年層の育成を重点的に行うべきではないかと思います。特に行財政の健全化は、人材が大きな力となってくるものなので、若年層の育成に力を入れていただきたいと考えます。

(事務局)

本市の職員採用につきましては、平成17年度は採用試験を見合わせましたが、翌年度には、対象年齢を引き上げるなどして、職員の年齢のバランスを保てるよう対処しております。しかしながら、やはり、20代前半の職員が少ないということで、これについては、今後の職員採用において対応していきたいと考えております。

(事務局)

いわゆる団塊の世代という職員の退職が始まっておりますが、この世代の職員というのは、これまで、あまり、部下を育ててきていないというのが現実です。

これから、いかに部下を育てるか、若い職員を育成していくということが重要になってくると考えております。

(委員)

徳島市の行政地区の人口に差があると思うのですが、見直しをしないのでしょうか。

(事務局)

行政区域については、歴史的な背景のこともあり、変更することは難しいと思います。

(事務局)

確かに、地区別人口では、かなり差があり、将来、高齢化が進むと、さらに不均等になる可能性もあり、見直しも必要になってくるかもしれませんが、小学校の校区などの関係や歴史的な背景などから、市民の理解を得る必要があり、難しいように思います。

(委員)

「65 情報基盤整備の推進」ですが、従来から課題となっていると思いますが、情報の共有化という点から、グループウェアの導入など、どのような進捗状況になっているかお聞かせください。人数が増えれば増えるほど、効率化を進める上でも、情報基盤の整備が重要となってきます。

(事務局)

市役所の情報化につきましては、事務職の職員には各1台のパソコンの配置をしており、庁内LANや職員ポータルサイトにより、情報の共有化を図っております。また、それとは別に、各課に外部対応のパソコンを配備しまして、セキュリティ対応の上、インターネットや電子メールができるようにしております。委員さんがおっしゃったグループウェアにつきましては、現在、まだ本格的には実施しておりません。

(委員)

各職員はメールアドレスを持って仕事をしているのでしょうか。

(事務局)

各職員はメールアドレスを持っていません。メールアドレスは、各課に1つ与えられているような状況です。

(委員)

やはり、行財政の健全化を進めていく上で、情報の共有化による業務の効率化は重要であると思います。ぜひ、一度、県や他の自治体の状況も踏まえて検討していただき、今後、このあたりを新たに計画に取り入れていったらよいのではないかと思います。

(委員)

業務の効率化を図る上で、情報の共有化は切り離せないもので、ぜひ、進めてほしいと思います。

(委員)

計画策定時に、徳島市の情報化がかなり遅れているということで、他都市の状況を調査したら、かなり遅れていたという経緯があったように思います。

(事務局)

確かに、計画策定時に現状把握ということで、他都市と比較したときに、かなりの情報化に遅れがあり、この分野に取り組まなければならないということで、計画の取組項目に取り上げた経緯があります。今年度から、全庁的な財務情報システムを導入し、少しずつ進めていっております。

(委員)

ネットの効果として、即時効果があり、コストが安いので、民間企業では、これまで、郵送などで処理していたものをすべて取りやめて、電子メールによって処理したら、かなりの経費の削減につながったという例もあります。ぜひ、検討してください。

(委員)

「77 協働事業の浸透」ですが、市民協働事業については、毎年やっているようですが、補助金の額が少ないと思います。もう少し予算をつけてあげて、NPOが積極的に取り組めるようにしてほしいと思います。総額200万円で10団体各20万円では、あまり充実した事業ができないのではないのでしょうか。NPOにやる気を起こさせるという意味でも大切にしてほしいと思います。

また、市民活力開発センターは、かなり積極的に活動しています。もっと充実させてあげたら、NPOの育成と市民参加が進むのではないかと思います。

(委員)

今、計画されている再開発事業ですが、これは、現在、取り組んでいる行財政の健全化と関連するところであると思います。これまでの取組みによって85億円の財源を確保したけれど、新たな事業が発

生したため、計画を練り直す必要があるのではないかということにもなってくるのか、少し状況をお聞かせいただければと思います。

また、先日、大阪府で、公共工事のために、保育所のいも畑をつぶして、園児が泣いていた映像を見ました。そのとき、これ以上工事が遅れたら、数日でも何億もの損失が出るといっていたのですが、この事業も、計画より遅れていると思いますが、この遅れによってかなりの損失が出るのかどうか教えていただけますか。

(事務局)

今後の経済動向が不透明な状況になってきた中で、健全化の取組みの効果をどう考えるかということですが、当初、健全化計画を策定したときには、このままでは財政再建準用団体に転落してしまうといったかなり厳しい状況を回避することが最優先の目的でした。今は、全庁的に気を引き締めて、順調に取組みを続け、計画以上に効果を上げてきているということでございます。今の時点で抜本的に新しい健全化の進め方をするとかそういうことを考えているわけではございませんが、計画額さえ達成すればよいというわけではなく、周囲の環境が厳しくなればなるほど、選択と集中によって、考えてやっていかなければならないということです。

(事務局)

事業が3か月程遅れていることですが、この遅れによる損失は特にないと認識しております。

(委員)

長時間にわたりまして、積極的なご意見ありがとうございました。事務局から何か連絡はありますか。

(事務局)

次回の開催日程でございますが、3月末を予定しております。各委員さんのご都合をお伺いしまして、会長さんと協議させていただいた上で決定させていただきたいと思っております。日程が決まりましたら、委員さんに、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

以上をもちまして、第5回徳島市行財政健全化市民会議を終わらせていただきます。今後とも、引き続きよろしくお願いいたします。お疲れ様でした。

## 6 閉会

以 上